

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2026 年 9 月 7 日

株式会社 Sharing Innovations

2026 年 9 月 7 日

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

株式会社 Sharing Innovations

代表取締役社長 堤 貴寛

株式交換に係る事前開示事項

当社と株式会社 Orchestra Holdings（以下「Orchestra Holdings」といい、当社と Orchestra Holdings を総称して、以下「両社」といいます。）は、2026 年 8 月 25 日付の両社の取締役会決議により、Orchestra Holdings を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 782 条第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 184 条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）
別紙 1 のとおりです。
2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 1 号及び同条第 3 項）
別紙 2 のとおりです。
3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号及び同条第 4 項）
 - (1) Orchestra Holdings の定款の定め（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号イ）
別紙 3 のとおりです。
 - (2) 交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ロ）
 - ① 交換対価を取引する市場
Orchestra Holdings の普通株式（以下「Orchestra Holdings 株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場において取引されております。
 - ② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者
Orchestra Holdings 株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）において、取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2026 年 8 月 25 日）の前営業日を基準日として、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における Orchestra Holdings 株式の終値の平均値（1 円未満の端数については四捨五入しております。）は、それぞれ、1,211 円、1,130 円及び 1,088 円です。また、Orchestra Holdings 株式の市場価格等は、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

(4) Orchestra Holdings の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

Orchestra Holdings は、いずれの事業年度においても、金融商品取引法第 24 条第 1 項により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号及び同条第 5 項）

当社は、2026 年 8 月 25 日現在残存している新株予約権として、下表「当社が発行している新株予約権」列記載の新株予約権（合計 32,492 個、目的となる当社株式の数の合計 324,920 株）を発行しております。なお、当社は、新株予約権付社債を発行していません。

当社が発行している新株予約権				Orchestra Holdings が発行する新株予約権			
回号	個数	目的 株式数 (注 1)	行使価額 (注 2)	回号	個数 (注 3)	目的 株式数 (注 3) (注 4)	行使価額 (注 2)
第 1 回	350 個	3,500 株	230 円	第 5 回	350 個	1,750 株	482 円
第 2 回	26,050 個	260,500 株	230 円	第 6 回	26,050 個	130,250 株	482 円
第 3 回	6,092 個	60,920 株	690 円	第 7 回	6,092 個	30,460 株	1,444 円

（注 1）目的となる株式の種類は当社株式であり、上表中では、各回号の新株予約権 1 個につき目的となる当社株式の数に新株予約権の個数を乗じて得られる株式数を記載しております。

（注 2）新株予約権の行使価額は、いずれも新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額を記載しており、調整される場合があります。

（注 3）当社が発行する新株予約権のうち行使可能な状況にある新株予約権が行使された場合には、当該行使された数に応じて Orchestra Holdings が発行

する新株予約権の数及びその目的となる株式数は減少することとなります。

(注4) 目的となる株式の種類は Orchestra Holdings 株式であり、上表中では、各回号の新株予約権1個につき目的となる Orchestra Holdings 株式の数に新株予約権の個数を乗じて得られる株式数を記載しております。

Orchestra Holdings は、本株式交換に際して、本株式交換により、Orchestra Holdings が当社の発行済株式の全部（ただし、Orchestra Holdings が所有する当社株式を除きます。）を取得する時点の直前時において当社が発行する第1回新株予約権乃至第3回新株予約権に関する新株予約権者に対し、その所有する新株予約権1個につき、各新株予約権の内容及び本株式交換の株式交換比率を踏まえ、上表のとおり、Orchestra Holdings が発行する第5回新株予約権乃至第7回新株予約権をそれぞれ割り当てます。

これにより、Orchestra Holdings は、本株式交換に際して、基準時において当社が発行する第1回新株予約権乃至第3回新株予約権を取得すると同時に、新規に発行する Orchestra Holdings 第5回新株予約権乃至第7回新株予約権を割当交付する予定です。Orchestra Holdings は、上記取得した当社が発行する第1回新株予約権乃至第3回新株予約権を消却する予定です。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第4号及び同条第6項）

(1) Orchestra Holdings の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号イ）

別紙4のとおりです。

(2) Orchestra Holdings の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号ロ）

該当事項はありません。

(3) 当社の Orchestra Holdings における最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項（会社法施行規則第184条第6項第1号ハ、同項第2号イ）

① 当社

(ア) 当社は、2026年8月25日付の取締役会において、Orchestra Holdings との間で、Orchestra Holdings を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決定し、同日で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、別紙1のとおりです。

(イ) 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時において所有する自己株式(49,700株)(本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)の全てを、基準時をもって消却する予定です。

② Orchestra Holdings

(ア) Orchestra Holdings は、2026 年 2 月 13 日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式取得に係る事項を決定しております。

- ・取得対象株式の種類 Orchestra Holdings 株式
- ・取得し得る株式の総数 150,000 株（上限）
（当該決定時点における発行済株式総数（自己株式を除く）

に対する割合 4.14%）

- ・株式の取得価額の総額 100 百万円（上限）
- ・自己株式取得の期間 2026 年 2 月 16 日～2026 年 4 月 30 日（約定日ベース）
- ・取得方法 市場買付

(イ) Orchestra Holdings は、2026 年 6 月 22 日開催の取締役会において、2026 年 2 月 13 日に公表した 2026 年 12 月期の配当予想を修正し、2026 年 12 月期末は配当予想における普通配当の増配と、東京証券取引所上場 10 周年を迎えるに際しての記念配当を実施する旨を決定しております。

(ウ) Orchestra Holdings は、2026 年 8 月 25 日開催の取締役会において、当社との間で、Orchestra Holdings を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、別紙 1 のとおりです。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条 1 項第 5 号）
該当事項はありません

以上

別紙1 株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社 Orchestra Holdings（以下「甲」という。）及び株式会社 Sharing Innovations（以下「乙」という。）は、2026 年 8 月 25 日付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本株式交換**」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号： 株式会社 Orchestra Holdings

住所： 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号： 株式会社 Sharing Innovations

住所： 東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「**基準時**」という。）における乙の株主（ただし、第 8 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいい、甲を除く。以下「**本割当対象株主**」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に 0.478 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 0.478 株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 に満たない端数がある場合は、甲は会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 4 条（本株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、基準時における別紙 1「Sharing Innovations の新株予約権者が保有する新株予約権の種類」欄に規定する乙の各新株予約権に係る新株予約権者に対して、その有する乙の各新株予約権に代わる新株予約権として、それぞれ、乙の各新株予約権の総数に別紙 1「対価新株予約権の数」に規定する数を乗じた数の別紙 1「対

価新株予約権の種類」欄に規定する種類の甲の各新株予約権（以下「対価新株予約権」と総称する。）を交付する。

2. 対価新株予約権の割当てについては、基準時における別紙1「Sharing Innovationsの新株予約権者が保有する新株予約権の種類」欄に規定する乙の各新株予約権に係る各新株予約権者に対し、その保有する当該各新株予約権1個につき、それぞれ、別紙1「対価新株予約権の数」に規定する数の別紙1「対価新株予約権の種類」欄に規定する種類の甲の各対価新株予約権を割り当てる。

第5条（資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりとする。

- (1) 増加する資本金の額：0円
- (2) 増加する資本準備金の額：会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
- (3) 増加する利益準備金の額：0円

第6条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年11月30日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第8条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに行われる乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

第9条（剰余金の配当の制限等）

甲及び乙は、相手方の書面による同意を得た場合を除き、本契約締結日後、(i)本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、(ii)本

効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得(適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。)の決議を行ってはならない。

第 10 条（事業運営及び財産管理）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の事業の運営及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、相手方当事者と協議し合意の上、これを行う。

第 11 条（本契約の変更及び解除）

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第 12 条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、(i) 甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合（ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき甲の株主総会の承認が必要となった場合に限り。）若しくは乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii) 国内外の法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、又は(iii) 前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 13 条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約に関連する甲と乙との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条（協議事項）

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

(以下余白)

以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、各当事者は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2026年8月25日

甲： 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社 Orchestra Holdings
代表取締役社長 中村 慶郎

乙： 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社 Sharing Innovations
代表取締役社長 堤 貴寛

別紙 1

対価新株予約権の内容

Sharing Innovations の 新株予約権者が保有する 新株予約権の種類	対価新株予約権の種類	対価新株予約権の数
第 1 回新株予約権 (別紙 1-1-1)	第 5 回新株予約権 (別紙 1-1-2)	1
第 2 回新株予約権 (別紙 1-2-1)	第 6 回新株予約権 (別紙 1-2-2)	1
第 3 回新株予約権 (別紙 1-3-1)	第 7 回新株予約権 (別紙 1-3-2)	1

株式会社 Sharing Innovations 第 1 回新株予約権

1. 新株予約権の数

350 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 3,500 株とし、下記 2 により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権を乗じた数とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式 3,500 株

なお、新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、当社普通株式 10 株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金 230 円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割

を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

2021年6月25日から2029年6月24日まで。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権が権利行使をする前に、上記6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下の定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下の定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

以上

株式会社 Orchestra Holdings 第 5 回新株予約権

1. 新株予約権の数

350 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 1,750 株とし、下記 2 により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権を乗じた数とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式 1,750 株

新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、当社普通株式 5 株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数に乗じた価額とする。

行使価額は、金 482 円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割

を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

2026年11月30日から2029年6月24日まで。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権が権利行使をする前に、上記6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下の定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下の定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

以上

株式会社 Sharing Innovations 第 2 回新株予約権

1. 新株予約権の数

26,050 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 260,500 株とし、下記 2 により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権を乗じた数とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式 260,500 株

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 10 株である。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金 230 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

調整後
行使価額

=

調整前
行使価額

×

$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

2019年6月28日から2029年6月27日まで。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 上記「3. 新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価額を対価とする同社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価額である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 上記「3. 新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価額を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における同社普通株式の株価と異なる価額に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、上記「3. 新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価額を対価とする売買その他の取引が行われ

たとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価額で取引が行われた場合を除く。）。

- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が上記「3. 新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価額となったとき。
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役または従業員もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると同社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権が権利行使をする前に、上記 6 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第 274 条第 3 項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下の定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下の定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

以上

株式会社 Orchestra Holdings 第 6 回新株予約権

1. 新株予約権の数

26,050 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 130,250 株とし、下記 2 により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権を乗じた数とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式 130,250 株

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 5 株である。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金 482 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

2026 年 11 月 30 日から 2029 年 6 月 27 日まで。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。
 - (a) 上記「3. 新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価額を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第 199 条第 3 項・同第 200 条第 2 項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価額である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 上記「3. 新株予約権の行使時の払込金額」において定められた行使価額を下回る価額を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価額に設定されて発行された場合を除く。）。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社関係会社の取締役または従業員もしくは業務委託先であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはでき

ない。

- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権が権利行使をする前に、上記 6 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第 274 条第 3 項に基づく新株予約権者に対する通知は、新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下の定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下の定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

- (2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- (3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- (4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- (5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

以上

株式会社 Sharing Innovations 第3回新株予約権

1. 新株予約権の数

6,092 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 60,920 株とし、下記 2 により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権を乗じた数とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式 60,920 株

なお、新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、当社普通株式 10 株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、金 690 円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割

を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

2022年7月16日から2030年7月15日まで。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権が権利行使をする前に、上記6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下の定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下の定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

以上

株式会社 Orchestra Holdings 第 7 回新株予約権

1. 新株予約権の数

6,092 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 30,460 株とし、下記 2 により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権を乗じた数とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

普通株式 30,460 株

新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、当社普通株式 5 株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的となる株式の数に乗じた価額とする。

行使価額は、金 1,444 円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割

を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使期間

2026年11月30日から2030年7月15日まで。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、法令に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権が権利行使をする前に、上記6に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いに関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下の定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下の定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併（当社が消滅する場合に限る）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

(3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

(4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

(5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

以上

別紙2 交換対価の相当性に関する事項

当社は、本株式交換に係る交換対価の相当性に関して、次のとおり判断しております。

1. 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 1 号）

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	Orchestra Holdings (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.478
本株式交換により交付する株式数	Orchestra Holdings の普通株式：510,791 株（予定）	

(注 1) 本株式交換に係る割当比率

Orchestra Holdings は、当社株式 1 株に対して、Orchestra Holdings 株式 0.478 株を割当交付いたします。ただし、基準時において Orchestra Holdings が所有する当社株式（2,675,000 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

(注 2) 本株式交換により交付する Orchestra Holdings 株式数

Orchestra Holdings は、本株式交換に際して、基準時の当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいい、Orchestra Holdings を除きます。）に対して、その所有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の Orchestra Holdings 株式を割当交付する予定です。交付する Orchestra Holdings 株式は、Orchestra Holdings が所有する自己株式（510,791 株）を充当する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時において所有する自己株式（49,700 株）（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、Orchestra Holdings の単元未満株式（100 株未満の株式）を所有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、その所有する単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、Orchestra Holdings に対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することが可能です。

(注 4) 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の Orchestra Holdings 株式の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の Orchestra Holdings 株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、両社から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることとしました。そして、Orchestra Holdings は、両社から独立した株式会社 SBI 証券（以下「SBI 証券」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、当社は、両社から独立した株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、Orchestra Holdings は、両社から独立した倉橋法律事務所を、当社は、両社から独立したアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

両社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による本株式交換に用いられる株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社の間で、株式交換比率について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、Orchestra Holdings においては、下記 4.「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、Orchestra Holdings の第三者算定機関である SBI 証券から 2026 年 8 月 24 日付で取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである倉橋法律事務所からの助言及び Orchestra Holdings が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、Orchestra Holdings の株主の皆様利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記 4.「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である赤坂国際会計から 2026 年 8 月 24 日付で取得した株式交換比率に関する算定書（以下「本株式交換比率算定書（赤坂国

際会計)」といたします。)、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言、当社が Orchestra Holdings に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果並びに両社及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員のみから構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)からの指示、助言及び 2026 年 8 月 24 日付で受領した答申書(以下「本答申書」といいます。 詳細については、下記 4. 「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおりです。また、本答申書の内容については、当社が 2026 年 8 月 25 日に公表した「株式会社 Orchestra Holdings による株式会社 Sharing Innovations の完全子会社化に関する株式交換契約締結(簡易株式交換)のお知らせ」の別添 2026 年 8 月 24 日付「答申書」をご参照ください。)の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、本株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様にとって利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、当社は、2025 年 11 月 14 日付「通期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しているとおり、2025 年 12 月期の通期業績予想の下方修正を行っておりますが、その後、2026 年 2 月 13 日付「2025 年 12 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」において 2025 年 12 月期通期決算の実績値を公表していることから、当社の市場株価は当該実績値を前提に形成されていると評価でき、既に実績値が公表済みの事業年度に対する過去の実績予想の下方修正は、当社株式 1 株当たりの価値の妥当性に影響を及ぼさず、市場株価法における算定基準日(2026 年 8 月 24 日)までの 6 ヶ月間における株価終値単純平均値に係る検討含め、株式交換比率の検討は適切になされていると考えております。また、当社は、2026 年 2 月 13 日付「中期経営計画の取り下げに関するお知らせ」において公表しているとおり、当社を取り巻く外部環境の変化(Salesforce 領域では、中小企業向け CRM 市場、マーケティング・オートメーション市場の成長が鈍化しております。当社は、2024 年より中堅・エンタープライズ向けに軸足をシフトしてまいりましたが、案件の難易度・サイズアップが加速し、難易度・サイズに対応できるプロジェクトマネージャー(PM)・プロジェクトリーダー(PL)の必要性が増し、PM・PL 人材が不足しております。SES(パートナー)領域では、業界で内製化が進展し、専門性の高い市場へニーズがシフトし、レガシー、ロースキル領域の市場ニーズが減少いたしました。)や代表取締役社長の交代など中期経営計画策定時に想定していた前提条件との乖離が生じたことから、中期経営計画の達成が困難であると判断し、また、将来のビジョンをより明確にしつつ、一層実行重視の経営を行うために、2025 年から 2027 年までの中期経営計画の取り下げを行っております。当社が本株式交換に至った背景は、投資余力の減少等を受けての判断となりますが、2025 年 12 月期通期決算や中期経営計画の取り下げに関する開示により市場株価が下落基調にあるため、当社は、本株式交換の検討にあたり、2026 年 8 月 25 日時点での最善の見積もりに基づく 2026 年から 2030 年までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)を策定しており、既に公表されている情報

を受けて下落基調にある市場株価だけではなく、本事業計画に基づくDCF法による評価結果も考慮して、当社の少数株主にとってより公正な取引条件となるよう本株式交換比率について検討をまいりました。

このように、両社は、本株式交換比率は妥当であり、両社のそれぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、両社は、2026年8月25日の取締役会決議に基づき、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

Orchestra Holdings の第三者算定機関である SBI 証券及び当社の第三者算定機関である赤坂国際会計は、いずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

なお、本株式交換に係る SBI 証券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、Orchestra Holdings は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

また、本株式交換に係る赤坂国際会計の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

(ii) 算定の概要

(a) SBI 証券による算定

SBI 証券は、Orchestra Holdings については、Orchestra Holdings 株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年8月24日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

当社については、当社株式が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年8月24日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するために、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価手法による Orchestra Holdings 株式の1株当たりの株式価値を1とした

場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.407～0.487
DCF 法	0.419～0.616

SBI 証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び SBI 証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により 2026 年 8 月 25 日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。SBI 証券の算定は 2026 年 8 月 24 日までに SBI 証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、SBI 証券の算定は、Orchestra Holdings の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

SBI 証券が DCF 法による算定の根拠とした当社の財務予測について、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(b)赤坂国際会計による算定

赤坂国際会計は、Orchestra Holdings については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を採用して算定を行っております。当社については、同社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用して算定を行っております。各評価方法による Orchestra Holdings の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.408～0.487
DCF 法	0.423～0.662

市場株価法においては、2026 年 8 月 24 日を算定基準日として、算定基準日終

値及び算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値を採用しております。

D C F 法においては、当社が作成した本事業計画における財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、本株式交換により実現することが期待できるシナジー効果は2026年8月25日時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測は当該シナジーを織り込んでいない当社単独の計画を前提として作成しております。また、割引率は加重平均資本コスト（WACC）として12.5%～14.2%を採用しております。さらに、資本コストの計算にあたっては、当社の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しております。加えて、継続価値の算定にあたっては永久成長率法及びEXIT マルチプル法を採用し、永久成長率法においては外部環境等を総合的に勘案して永久成長率を0.0%～1.0%に設定したほか、EXIT マルチプル法においては当社と事業内容・事業規模等が類似する上場企業のEV/EBITDA 倍率を参考に2.8倍から4.1倍を採用し、継続価値を593百万円から1,380百万円と算定しております。

なお、D C F 法による当社の株式価値の算定の根拠とした本事業計画は、本株式交換の検討にあたって当社が作成したものであり、当社の事業内容や事業環境等において最善の見積もりを行うことができる期間として2026年12月期から2030年12月期までの期間分を作成しています。本事業計画の策定にあたっては、事業内容に新規事業を含まず、既存事業の成長を前提としており、既存事業のデータ・AI領域の成長を見込んでおります（当社は、データの面で、企業のデータ資産を活用し、多様なフォーマットのデータの一元管理、部門間の情報共有の強化、データクレンジング等により精度を向上させ、最適なBIツールの提案・導入から運用サポートまでをトータルに支援し、業務の効率化と意思決定の精度向上の実現をサポートしております。AIの面では、導入の目的やゴールを含め、お客様のニーズをヒアリングしたうえで、AIを活用することの可能性を一緒に探ると共に、選定・導入・運用までをトータルサポートしており、直近では、このようなデータやAIの活用ニーズの引き合いが強くなっております。当社の事業上、このデータ・AI領域は2025年から注力している新規領域に含まれます。）。算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりであり、対前年度比較において利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

（単位：百万円）

	2026年 12月期	2027年 12月期	2028年 12月期	2029年 12月期	2030年 12月期
売上高	4,051	3,959	4,089	4,225	4,411
営業利益	120	146	173	209	251

EBITDA	241	267	294	330	372
フリー・キャッシュ・フロー	207	220	182	205	229

赤坂国際会計は、株式交換比率の算定に関して提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で赤坂国際会計に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

赤坂国際会計は、Orchestra Holdings 及び当社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。赤坂国際会計は、提供された当社の財務予測に関する情報が、経営陣による 2026 年 8 月 25 日時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。赤坂国際会計の算定は 2026 年 8 月 24 日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

2. Orchestra Holdings の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 3 項、会社法 768 条第 1 項第 2 号イ）

本株式交換により増加する Orchestra Holdings の資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。かかる金額は、Orchestra Holdings の財務状況、資本政策その他の諸事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

資本金の額：0 円

資本準備金の額：会社計算規則第 39 条に従い Orchestra Holdings が別途定める額

利益準備金の額：0 円

3. 交換対価として Orchestra Holdings 株式を選択した理由（会社法施行規則第 184 条第 3 項第 2 号）

両社は、本株式交換の対価として、Orchestra Holdings 株式を選択いたしました。Orchestra Holdings は、かかる交換対価につき、①Orchestra Holdings 株式が東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生後も、引き続き同市場において取引機会が確保されていること、及び②当社の株主の皆様は、Orchestra Holdings 株式を交換対価として受け取るにより本株式交換によるシナジーを享受することも期待できることを考慮して、上記の選択は適切であると考えております。

本株式交換により、その効力発生日である 2026 年 11 月 30 日（予定）をもって、当社は Orchestra Holdings の完全子会社となることから、当社株式は、東京証券取引所グロース市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2026 年 11 月 26 日に上場廃止（最終売買日は 2026 年 11 月 25 日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできなくなります。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆様は割り当てられる Orchestra Holdings 株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、1 単元以上の株式については本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

単元未満株式については、東京証券取引所プライム市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記 1. (1)「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 1. (1)「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 4）「1 株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である 2026 年 11 月 25 日（予定）までは、東京証券取引所グロース市場において、その所有する当社株式を従来どおり取引することができますほか、基準時まで会社法その他法令に定める適法な権利を行使することができます。

4. 当社の株主の利益を害さないように留意した事項(会社法施行規則第 184 条第 3 項第 3 号)

両社は、Orchestra Holdings が、2026 年 8 月 25 日現在、既に当社株式 2,675,000 株（2025 年 12 月 31 日時点の発行済株式総数 3,793,300 株から同日時点の自己株式数 49,700 株を減じた株式数に占める所有割合にして 71.46%）を保有しており、当社が Orchestra Holdings の連結子会社であり、Orchestra Holdings は当社の親会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

(1) 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

Orchestra Holdings は両社から独立した第三者算定機関である SBI 証券を、当社は両社から独立した第三者算定機関である 赤坂国際会計を、それぞれの第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

算定書の概要については、上記 1. (2)②「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(2) 両社における独立した法律事務所からの助言

Orchestra Holdings は、リーガル・アドバイザーとして、倉橋法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び Orchestra Holdings の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、倉橋法律事務所は、両社から独立した法律事務所であり、両社との間に重要な利害関係を有しておりません。

一方、当社は、リーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び当社の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、両社から独立した法律事務所であり、両社との間に重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、2026 年 7 月 10 日開催の第 1 回特別委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性に特段の問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しております。

(3) 当社における独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

① 設置等の経緯

当社は、2026 年 6 月 29 日、Orchestra Holdings から本株式交換の提案を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、当社の取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって公正であるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2026 年 7 月 5 日に、Orchestra Holdings 及び本株式交換の成否からの独立性を有しており、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社の社外取締役である水谷健彦氏及び上村紀夫氏、並びに社外監査役（常勤監査役）である富田直樹氏の 3 名により構成される本特別委員会を設置いたしました。なお、富田直樹氏については、2019 年 7 月まで Orchestra Holdings に在籍しておりましたが、同社に在籍していた当時、内部監査室に所属しており、業務の執行には含まれない業務執行部門の監査に従事していたこと、2019 年 3 月に当社の監査役に就任し、監査役就任後相当期間が経過していること、現在富田直樹氏と Orchestra Holdings との間に人的関係、資本関係、取引関係は存在せず、Orchestra Holdings の影響力は及んでいないことから、本特別委員会の委員として求められる独立性に問題はないと判断し、公認会計士としての財務及び会計に関する高い知見を有することを考慮して、本特別委員会の委員として選任いたしました。また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として水谷健彦氏が選定されました。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、当社は、本特別委員会に対して、(a) 本株式交換の目的は合理的と認めら

れるか（本株式交換が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、（b）本株式交換の条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の公正性が確保されているか、（c）本株式交換において、公正な手続を通じた当社の一般株主の利益への十分な配慮がなされているか、（d）上記（a）から（c）のほか、本株式交換は一般株主にとって公正であると考えられるかについて諮問いたしました（当該諮問事項を、以下「本諮問事項」といいます。）。加えて、当社の取締役会は、本諮問事項の諮問にあたり、本株式交換に関する当社の取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと及び本特別委員会が本株式交換に関する取引条件が妥当でないと判断したときには当社の取締役会は当該取引条件による本株式交換を実施しないこととすることを決議しております。

あわせて、当社の取締役会は、本特別委員会に対して、（ア）本株式交換の取引条件等に関する当社による交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本株式交換の取引条件等に関する交渉過程に実質的に関与する権限、（イ）Orchestra Holdings 及び当社の株式価値評価並びに本株式交換に係るフェアネス・オピニオンの提供その他特別委員会が必要と判断する事項を第三者算定機関等に委託することができる権限（その場合の合理的な費用は、当社が負担する。）、（ウ）適切な判断を確保するために、当社の取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限を付与することを決議しております。

② 検討の経緯

本特別委員会は、2026 年 7 月 10 日から 2026 年 8 月 24 日までに、合計 8 回にわたって開催したほか、委員会外においても、電子メール等を通じて、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項について、慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、当社が選任した第三者算定機関である赤坂国際会計及び法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。また、本特別委員会は、必要に応じ当社のアドバイザー等から専門的助言を得ることとし、本特別委員会として独自にアドバイザー等を選任しないことを確認しております。

その上で、本特別委員会は、両社に対して、2026 年 7 月に合計 4 回の質問状の送付を行った上で、本株式交換に至る背景、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換のストラクチャーとしての妥当性及び本株式交換後の成長戦略等について回答を受領しました。また、本特別委員会は、当社に対しては、上記事項を含む本株式交換に係る当社の検討内容等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、当社から、本株式交換比率の算定の前提となる当社の事業計画の作成手続及び内容並びに重要な前提条件及び作成経緯等についての説明を受け、その合理性について確認及び承認をしました。また、当社の法務アドバイザーである

アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。さらに、当社の第三者算定機関である赤坂国際会計から、本株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。

なお、本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適宜に報告を受けた上で、Orchestra Holdings から本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、Orchestra Holdings との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、委員全員の一致で、2026 年 8 月 24 日付で、本株式交換は当社の一般株主にとって公正なものである旨の答申書を当社の取締役会に対して提出しております。本答申書の内容については、当社が 2026 年 8 月 25 日に公表した「株式会社 Orchestra Holdings による株式会社 Sharing Innovations の完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」の別添 2026 年 8 月 24 日付「答申書」をご参照ください。

(4) 当社における、利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言、赤坂国際会計から得た財務的見地からの助言、本株式交換比率算定書（赤坂国際会計）の内容、本特別委員会から入手した本答申書、本特別委員会が両社との間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、本株式交換が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が妥当なものか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、2026 年 8 月 25 日付の当社の取締役会において、その全員一致により本株式交換契約を締結することを決議しております。また、当該取締役会においては、当社の監査役全員がいずれも当該決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、当社の取締役のうち、柳径太氏については、2019 年 1 月頃まで Orchestra Holdings の取締役に就任しておりましたが、当社への転籍後相当期間が経過しており、Orchestra Holdings の影響力は及んでいないものと判断したことから、本株式交換に係る当社の取締役会の審議及び決議には参加しております。また、当社の監査役のうち、富田直樹氏については、2019 年 7 月まで Orchestra Holdings に在籍しておりましたが、当社の監査役就任後相当期間が経過しており、Orchestra Holdings の影響力は及んでいないものと判断したことから、本株式交換に係る当社の取締役会に参加しております。

(5) 当社における独立した検討体制の構築

当社は、Orchestra Holdings から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえ、2026 年 6 月に、Orchestra Holdings より本株式交換の提案を受領した日以降、本株式交換に関する検討（株式交換比率の算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに Orchestra Holdings との協議及び交渉を行うにあたり、Orchestra Holdings の役職員との兼任者や Orchestra Holdings からの出向者を含めない体制を構築いたしました。

(6) 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

両社は、当社が Orchestra Holdings 以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するための当社の臨時株主総会は、本株式交換契約の締結が公表されてから 2 ヶ月後である 2026 年 10 月 26 日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による機会が十分に確保されていると考えております。

(7) Orchestra Holdings における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した 2026 年 8 月 25 日開催の Orchestra Holdings の取締役会においては、Orchestra Holdings の取締役 6 名のうち、中村慶郎氏、佐藤亨樹氏を除く 4 名の取締役により審議のうえ、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、中村慶郎氏、佐藤亨樹氏は、当社が発行している第 2 回新株予約権の受益者であり、本株式交換に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、いずれも、Orchestra Holdings の取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、Orchestra Holdings の立場において本株式交換に関する当社との協議・交渉に参加しておりません。

また、上記の取締役会においては、Orchestra Holdings の監査役 3 名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

別紙3 Orchestra Holdings の定款

次ページ以降をご参照ください。

株式会社 Orchestra Holdings

定 款

【改定履歴】

平成21年12月10日	改定
平成24年 3月12日	改定
平成25年 2月27日	改定
平成27年 3月30日	改定
平成27年 5月 1日	改定
平成27年10月13日	改定
平成28年 3月28日	改定
平成28年 6月 8日	改定
平成29年 3月29日	改定
平成29年12月 1日	改定
平成30年 9月 1日	改定
令和4年 3月29日	改定

株式会社 Orchestra Holdings
定 款

第 1 章 総則

第 1 条 (商号)

当社は、株式会社 Orchestra Holdings と称し、英文で Orchestra Holdings Inc. と表示する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を行う会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) インターネット等の媒体を利用した情報提供サービス、電子商取引市場の企画・開設・運営
- (2) 物品のレンタル及びレンタル仲介業、古物商、質屋業務
- (3) ファンド（有限責任事業組合・匿名組合等）の組成・運用・管理業務
- (4) 経営一般に関するコンサルティング業務
- (5) 有価証券の保有、管理、運用及び取得等の投資事業
- (6) 投資助言・代理業
- (7) M&A、会社の事業提携等の斡旋及びコンサルティング業務
- (8) IT システムの構築及びコンサルティング業務
- (9) デジタルコンテンツの企画・開発及び販売業務
- (10) 国内外の新聞、雑誌、ラジオ、テレビ及び屋外、交通、映画、ダイレクトメール、パブリック・リレーションズその他の宣伝広告の取扱
- (11) 屋外広告の企画・販売及び付随する業務
- (12) 宣伝広告に関連するマーケティングプランニング及びサービス
- (13) 宣伝広告表現の企画及び制作
- (14) 商品（含サービス）の開発及びそのセールスプロモーションに関する企画と実施
- (15) 文化、スポーツ等の催事の企画・制作及びその運営と実施
- (16) 芸能タレントの斡旋業
- (17) 出版業
- (18) 情報の処理、提供及びその研究開発
- (19) 宣伝広告に関する情報及び物品の販売
- (20) 広告、市場調査に関する研修会・セミナーの企画と実施

- (21) マーケティングリサーチ業務
- (22) 不動産の売買、賃貸、その仲介、鑑定及び管理
- (23) 有料職業紹介業
- (24) 労働者派遣事業
- (25) アプリケーションシステムの開発、設計、賃貸、販売、保守
- (26) 前各号に附帯関連する一切の業務

第3条 (本店所在地)

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告の方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、31,000,000株とする。

第7条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第10条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

第12条 (招 集)

当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第14条 (招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（員数）

当会社の取締役は、8名以内とする。

第19条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めるものとし、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができるものとする。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

第26条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第27条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第28条（員数）

当会社の監査役は、3名以内とする。

第29条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条（任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第32条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第33条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第34条（監査役の報酬）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第36条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第37条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第38条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第39条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第40条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

第41条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第42条（剰余金配当等の除斥期間）

剰余金の配当等が、その支払い開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務をのがれる。

別紙4 Orchestra Holdings の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

技術進展が進むIT分野では、少子高齢化が進む中、今後IT人材不足がますます深刻化し、2030年には約45万人までIT人材の不足規模が拡大するとの推計結果が出ております。（出所：経済産業省委託事業「IT人材需給に関する調査」）

また、デジタルトランスフォーメーション（DX）のトレンドが進展する中、生産性の向上や業務の効率化を目的にクラウドファースト戦略を実行する企業は引き続き増加傾向となっております。また、企業が従来型ITからクラウドへ移行するクラウドマイグレーションは、対象システム領域の多様化が顕著となっており、WEBシステムや情報系システムから基幹系システムへと対象システム領域が拡大しております。2024年の国内クラウド市場は、前年比29.2%増の9兆7,084億円（売上額ベース）となりました。また、2024年～2029年の年間平均成長率（CAGR：Compound Annual Growth Rate）は14.6%で推移し、2029年の市場規模は2024年比約2.0倍の19兆1,965億円になると予測されております。（出所：IDCJapan株式会社「国内クラウド市場予測、2025年～2029年」）

デジタルマーケティング領域においては、2024年のインターネット広告市場が3兆6,517億円（前年比109.6%：株式会社電通発表）となりました。進展する社会のデジタル化を背景に、総広告費における「インターネット広告費」は堅調に伸長し、総広告費に占める構成比は47.6%にまで達しております。

このような環境のもと、当社グループのデジタルトランスフォーメーション事業においては、クライアントのDXを“Transformation”まで支援できる企業、コンサルティングとともに先端テクノロジーの提案が可能な集団を目指すという長期計画を掲げております。

当連結会計年度において、デジタルトランスフォーメーション事業の中核企業である株式会社Sharing Innovations（連結ベース）では、上期に、主に営業体制の整備と新規領域の体制強化を図るための採用や品質改善対応といった投資を実行し、下期にかけて利益が増加することを見込んでおりましたが、当社を取り巻く外部環境の変化を受け、Salesforce領域、SES領域の収益が減益となり、データ、ITコンサルティングといった新規事業領域が伸長するも、当初の計画を下回りました。Salesforce領域では、前年より中堅・エンタープライズ向けに軸足をシフトしてまいりましたが、案件の難易度・サイズアップが加速し、難易度・サイズに対応できるプロジェクトマネージャー（PM）・プロジェクトリーダー（PL）の必要性が増しております。それに伴い、PM・PLの不足から当初の計画より案件数、売上高が減少いたしました。SES（パートナー）領域では、業界で内製化が進展し、専門性の高い市場へニーズがシフトしております。レガシー、ロースキル領域は市場ニーズが減少し、当社の売上も減少いたしました。ただ、営業体制を強化したことで、直近は当社への引き合いが増加しております。

PM・PLを採用することで、Salesforce領域では中堅・エンタープライズ向けの案件により対応できるようになりますが、採用市場でのPM・PLの採用難易度の高まりを受けて、継続して採用活動を行うものの、Salesforce領域以外で新規事業強化やコストダウンの推進を進め、採用によらない収益改善の施策にも取り組んでおります。新規事業領域では、今年より注力しているデータ事業、ITコンサルティング事業が前年比で伸長しております。データ事業では案件数が増加し、パートナーエンジニアと協働して、案件を推進しております。ITコンサルティング事業では、2025年8月にM&AでCoznet合同会社をグループに迎え入れ、ERP領域を強化いたしました。プロパーのエンジニアをアサインすることで、こなせる案件も増えるため、成長率の高い新規事業へ社内リソースをシフトしてまいります。さらにERP領域では採用も推進し、新規事業領域全体の強化を図っております。また、コストダウンの面では、現時点で賃料や社内で利用している各種システムのライセンス費用等の見直しに着手しており、2026年には、2025年比で約1億円の固定費削減を見込んでおります。一方で、M&Aにより2023年以降新たにグループジョインした企業、特にソフトウェアテスト事業等を展開する企業の業績が好調なことから、デジタルトランスフォーメーション事業全体の業容は拡大しております。

デジタルマーケティング事業においては、積極的な人材投資を行うとともに、主力サービスである運用型広告を中心に引き続き拡販を進めるとともにサービスラインナップの拡充に努め、またこれまでにM&Aを実施した企業の成長を取り込んでまいりました。

I P・エンタメ事業の事業ドメインであるコンテンツ産業の市場規模は14兆円を超え、過去最高の数値を記録しております。（出所：一般社団法人デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書2025」）

このような環境のもと、当社グループ内でも、今後、関連する事業の売上高の拡大が見込まれることから、当連結会計年度より新たな事業セグメントとしてI P・エンタメ事業を設けております。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は15,768,184千円（前期比12.3%増）、営業利益1,442,982千円（前期比8.4%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益816,839千円（前期比10.3%増）となりました。（注）当社グループは、当連結会計年度より、国際財務報告基準（IFRS）を適用しており、前期の財務数値についても日本基準で発表された数値をIFRSに組み替えて比較しております。

セグメントの業績を示すと、次のとおりです。なお、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

① デジタルトランスフォーメーション事業

当事業においては、事業開始からM&Aを推進し、同時にIT人材の採用を行うことで開発体制の拡充を進めてまいりました。IT利活用の多様化・高度化に伴い拡大するIT需要を取り込み、クラウドインテグレーション、ソフトウェアテスト、各種Webシステム開発等の案件を受注しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は7,615,090千円（前期比11.9%増）、セグメント利益は672,306千円（前期比42.5%増）となりました。

② デジタルマーケティング事業

当事業においては、積極的な人材投資を進めつつも、インターネット広告市場が堅調に伸長する環境のもと、主力サービスである運用型広告を中心に、既存取引先からの受注増額や新規取引先獲得のための施策を進めるとともに、M&Aした企業の成長を取り込んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は5,705,316千円（前期比1.1%増）、セグメント利益は、1,851,053千円（前期比7.9%減）となりました。

③ I P・エンタメ事業

当事業においては、ゲームの開発・受託運営やチャットで相談できる占いサービスといったデジタルコンテンツの展開、自社I Pの活用を推進しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上収益は1,767,312千円（前期比98.2%増）、セグメント利益は、57,474千円（前期比81.5%増）となりました。

④ その他

その他の事業においては、タレントマネジメントシステム「スキルナビ」の開発・販売、人材紹介事業等に取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は876,356千円（前期比9.0%増）となりました。また、当連結会計年度におけるセグメント損失は、42,548千円（前期は74,500千円の損失）となりました。

2. 重要な組織再編等の状況

当社子会社の株式会社ヴェスは、2025年1月30日付で、株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクトの株式を取得し、同社を完全子会社としております。

3. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

IFRS

区	分	第 16 期 (2024年12月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上収益	(百万円)	14,036	15,768
営業利益	(百万円)	1,331	1,442
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	740	816
基本的 1 株当たり当期利益	(円)	75.45	84.92
資産合計	(百万円)	14,380	16,159
資本合計	(百万円)	6,497	7,014
1 株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	619.69	688.95

(注) 当社は、第17期（当連結会計年度）よりIFRSに基づいて連結計算書類を作成しております。
また、ご参考までに第16期の諸数値をIFRSに組み替えて表示しております。

日本基準

区	分	第 14 期 (2022年12月期)	第 15 期 (2023年12月期)	第 16 期 (2024年12月期)
売上高	(百万円)	10,377	12,109	14,036
経常利益	(百万円)	1,400	776	783
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	853	474	331
1 株当たり当期純利益	(円)	87.12	48.31	33.80
総資産	(百万円)	11,410	12,712	12,821
純資産	(百万円)	5,735	6,036	6,125
1 株当たり純資産額	(円)	528.39	558.68	583.66

(2) 当社の財産及び損益の状況

区	分	第 14 期 (2022年12月期)	第 15 期 (2023年12月期)	第 16 期 (2024年12月期)	第 17 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売上高	(百万円)	796	1,066	1,151	1,287
経常利益	(百万円)	72	97	46	51
当期純利益又は 当期純損失(△)	(百万円)	△390	40	△271	△86
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△39.89	4.10	△27.64	△8.97
総資産	(百万円)	3,655	5,011	4,880	6,399
純資産	(百万円)	2,205	2,163	1,643	1,200
1株当たり純資産額	(円)	224.81	205.74	169.03	127.26

4. 対処すべき課題

(1) デジタルトランスフォーメーション事業

新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年は特にA I（人工知能）の活用等により、テクノロジーの進化が進んでおり、併せてユーザニーズも変化しております。同時に既存ベンダ、他業種からの新規参入、M&A等IT業界全体として、競争が活発化しております。

このような事業環境のもとで、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

(2) デジタルマーケティング事業

① マーケティング支援体制の強化

当社グループは、インターネット広告代理事業を行うだけでなく、データ解析及び細分化された仮説検証による独自のマーケティングメソッドに基づくコンサルティングを実施することにより、ユーザー視点に立脚した戦略立案、専門部隊による運用、綿密な分析に基づく改善提案により、クライアント企業とその顧客・ユーザーとの間に最適なコミュニケーションを設計してまいりました。今後も、MA/CRM支援を含むマーケティング全体の最適化を支援する体制をさらに強化するとともに、A I（人工知能）の活用といった新たな技術やツールに柔軟に対応したサービスの提供を推進してまいります。

② インターネット広告市場におけるシェア拡大

我が国の広告支出においては、2024年のインターネット広告市場が3兆6,517億円（前年比9.6%増：株式会社電通発表）となりました。進展する社会のデジタル化を背景に、総広告費における「インターネット広告費」は堅調に伸長し、総広告費に占める構成比は47.6%にまで達しております。

このような環境の中、拡大中のデジタルマーケティング市場における需要の取り込みを更に加速させてまいります。

(3) IP・エンタメ事業

シナジー創出

当事業は、タレント・アイドルに関連する事業とゲームの受託開発・運営受託事業等を有しております。タレント・アイドルに関連する事業に関しては、タレント・アイドルの獲得・育成・マネジメントが重要であるとの認識に立ち、それらの手法や体制の確立を推進してまいります。また、知名度獲得のためのプロモーション等の投資も重要であることから、そのタイミングと投資額を適切に見極めることで収益機会の獲得に努めてまいります。

ゲームの受託開発・受託運営事業に関しては、ゲーム市場の多様化・細分化が進んでいる環境のもと、安定的な開発案件の獲得が重要であることから、社内の開発技術の高度化による競争力の強化に努めてまいります。

- (4) 海外展開への対応
- 経済活動のグローバル化に伴い、当社グループにおいても、海外市場への対応が必要であると認識しております。かかる課題に対して、当社グループでは市場調査等を引き続き進め、海外における事業体制の強化等を検討しております。
- (5) 人材確保と人材育成
- 当社グループの企業規模の拡大及び成長のためには、高付加価値なサービスを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると考えております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく必要があります。当社グループでは、採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善を図り、チームを構成する個々人の才能を伸ばす取り組みを推進してまいります。
- (6) 内部管理体制の強化
- 当社グループは、今後もより一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、並びに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化を推進してまいります。
- また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

5. 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

事業内容	主なサービス
デジタルトランスフォーメーション事業	ソフトウェアテスト、各種Webシステム開発、スマホアプリ開発、クラウドインテグレーション
デジタルマーケティング事業	運用型広告、SEOコンサルティング、クリエイティブサービス
IP・エンタメ事業	ゲームの開発・受託運営、占いアプリサービス、自社IPの活用
その他	タレントマネジメントシステム、人材紹介事業等

（注）当連結会計年度より、報告セグメントを「デジタルトランスフォーメーション事業」「デジタルマーケティング事業」の2セグメントから、「デジタルトランスフォーメーション事業」「デジタルマーケティング事業」「IP・エンタメ事業」の3セグメントに変更しております。

6. 主要な事業所及び使用人の状況（2025年12月31日現在）

(1) 主要な事業所

① 当社

本社：東京都渋谷区

② 子会社

株式会社デジタルアイデンティティ

（本社：東京都渋谷区、支社：九州支社（福岡県福岡市）、札幌支社（北海道札幌市））

株式会社Sharing Innovations

（本社：東京都渋谷区、支社：エンジニアセンター（東京都渋谷区）、支社：福岡オフィス（福岡県福岡市）、支社：大分オフィス（大分県大分市）、支社：大阪オフィス（大阪府大阪市））

株式会社ヴェス（本社：東京都渋谷区）

株式会社Orchestra Investment（本社：東京都渋谷区）

株式会社ワン・オー・ワン（本社：東京都渋谷区）

株式会社アールストーン（本社：東京都渋谷区）

株式会社ランド・ホー（本社：東京都大田区）

株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト（本社：東京都新宿区）

(2) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デジタルトランスフォーメーション事業	606名	114名増
デジタルマーケティング事業	375名	16名減
I P ・ エ ン タ メ 事業	106名	16名減
その他の	41名	11名減
全社（共通）	50名	4名減
合計	1,178名	67名増

- (注) 1. 使用人数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者は当連結会計年度の平均人数が使用人数の10%に満たないため、記載を省略しております。
2. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門の使用人であります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて67名増加しております。主な理由は、当社子会社の株式会社ヴェス（デジタルトランスフォーメーション事業）が、2025年1月30日付で株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクトの株式を取得し完全子会社化したこと、また、2025年2月26日付で株式会社ケーウェイズの株式を取得し完全子会社化したこと、及び業容の拡大に伴い採用が増加したためであります。
4. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
40名	3名増	39.0歳	4.9年

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名 称	住 所	資本金または 出 資 金 (百万円)	主 要 な 事 業 の 内 容	議 決 権 の 所 有 割 合 (%)
株式会社デジタルアイデン ティティ	東京都渋谷区	110	デジタルマーケティング事業	100.0
株 式 会 社 Sharing Innovations	東京都渋谷区	436	デジタルトランスフォーメーシ ョン事業、IP・エンタメ事業	71.5
株式会社ヴェス	東京都渋谷区	10	デジタルトランスフォーメーシ ョン事業（ソフトウェアテスト サービス）	100.0
株 式 会 社 Orchestra Investment	東京都渋谷区	47	投資事業	100.0
株式会社ワン・オー・ワン	東京都渋谷区	100	タレントマネジメントシステム の開発、販売	100.0
株式会社アールストーン	東京都渋谷区	20	人材紹介事業	100.0
株式会社ランド・ホー	東京都大田区	60	IP・エンタメ事業（ゲームの開 発・運営受託）	100.0
株式会社日本技研プロフェ ッショナルアーキテクト	東京都新宿区	90	デジタルトランスフォーメーシ ョン事業	100.0

- (注) 1. 議決権比率には子会社による間接所有を含んでおります。
2. 当社子会社の株式会社ヴェスは、2025年1月30日付で株式会社日本技研プロフェッショナルアーキ
テクトの株式を取得し、同社を完全子会社としております。
3. 当連結会計年度よりセグメント区分を変更し、従来「その他」に含めておりました「IP・エンタメ
事業」を区分することといたしました。
4. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ヴェス
特定完全子会社の住所	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
当社及び当社の完全子会社における特定完全 子会社の株式の帳簿価額	1,959百万円
当社の総資産額	6,399百万円

8. 主要な借入先及び借入額（2025年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,421,188千円
株式会社三井住友銀行	1,082,263千円
三井住友信託銀行株式会社	405,400千円
株式会社りそな銀行	400,548千円
日本生命保険相互会社	325,000千円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 31,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 10,034,200株 |
| ③ 当事業年度末の株主数 | 5,844名 |
| ④ 上位10名の株主 | |

株主名	持株数	持株比率
中村慶郎	1,690,900株	17.92%
佐藤亨樹	1,581,800株	16.77%
慶キャピタル株式会社	775,200株	8.22%
T S K capital株式会社	775,200株	8.22%
脇山季秋	410,000株	4.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	402,300株	4.26%
鈴木謙司	324,000株	3.43%
蔭山恭一	210,000株	2.23%
岩崎泰次	181,500株	1.92%
五代儀直美	174,500株	1.85%

(注) 1. 当社は、自己株式600,332株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式(600,332株)を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式の取得

2025年5月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 普通株式 60,000株

取得価額の総額 49,974千円

取得した期間 2025年5月15日から同年5月30日まで

ロ. 自己株式の取得

2025年8月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 普通株式 230,700株

取得価額の総額 199,931千円

取得した期間 2025年8月15日から同年11月26日まで

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	中 村 慶 郎		株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社アイズ社外取締役、株式会社アールストーン取締役、株式会社ヴェス代表取締役、株式会社NEXT ONE社外取締役、株式会社ランド・ホー取締役
代 表 取 締 役	佐 藤 亨 樹		株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社NEXYZ. Group社外取締役、株式会社アールストーン取締役、株式会社ヴェス代表取締役
取 締 役	鈴 木 謙 司	デジタルマーケティング 事 業 担 当	株式会社デジタルアイデンティティ代表取締役、株式会社ばむ代表取締役、株式会社ピース代表取締役
取 締 役 C F O	五代儀 直 美		株式会社Orchestra Investment取締役、株式会社ヴェス取締役
取 締 役	若 松 俊 樹		Saltus法律事務所代表、ニューラルグループ株式会社社外取締役、ベステラ株式会社社外取締役
取 締 役	岩 井 裕 之		かつこ株式会社代表取締役、株式会社ダイブ社外取締役
常 勤 監 査 役	中 島 由 紀 子		株式会社デジタルアイデンティティ監査役、株式会社ワン・オー・ワン監査役、中島公認会計士事務所代表、株式会社スタジオアタオ社外取締役
監 査 役	杉 浦 直 樹		株式会社アセットプライム代表取締役、税理士法人アセットプライム代表社員、杉浦公認会計士事務所代表
監 査 役	岩 波 竜 太 郎		岩波公認会計士事務所代表、アイプラスアドバイザー株式会社代表取締役、興誠監査法人社員、Global Vascular株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役若松俊樹氏及び岩井裕之氏は、社外取締役であります。
2. 取締役若松俊樹氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものがあります。
3. 監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、社外監査役であります。
4. 監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会

計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 取締役若松俊樹氏、岩井裕之氏、監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 取締役若松俊樹氏、岩井裕之氏、監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としています。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等

①取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年3月28日開催の第7回定時株主総会において年額5億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2022年3月29日開催の第13回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- ア. 取締役の個人別の報酬等(業績連動報酬等または非金銭報酬等のいずれでもない報酬等)に限り、以下「基本報酬」という。)の額またはその算定方法の決定に関する方針
- 当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。
- イ. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針
- 業績連動報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、業績連動報酬等を設ける場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。
- ウ. 非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針
- 当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬等としてストックオプションを付与する場合があります。付与数は職位及び職責に応じて決定するものとしており、その支給の時期や条件等については、ストックオプションの回次別に取締役会にて決定します。
- エ. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
- 取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、業績貢献などを踏まえ、企業価値増大へのインセンティブが高められるよう最も適切な割合となるよう決定するものとします。
- オ. 取締役に對し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
- 上記アからウに記載のとおりであります。なお、業績連動報酬等を新たに設ける場合には、当該業績連動報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。
- カ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項
- 取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長中村慶郎が報酬等の決定に関する全部の事項を委任されるものとします。委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

(2)当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	対象となる 役員の員数	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外取締役)	6 人 (2 人)	278,400千円 (8,400千円)	278,400千円 (8,400千円)	－ (－)	－ (－)
監 査 役	3 人	18,600千円	18,600千円	－	－
計	9 人	297,000千円	297,000千円	－	－

(注) 監査役については全員が社外監査役であるため、内数は記載しておりません。

5. 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	若 松 俊 樹	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席しております。弁護士としての幅広い経験と高い専門性を踏まえ、当社のコーポレートガバナンス強化への貢献や、社外・独立的な立場からの経営への監督、意見陳述を行っていただくという当社の期待に応え、取締役会において当該視点から助言・提言をいただくなど、当社社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役	岩 井 裕 之	当事業年度開催の取締役会16回すべてに出席しております。経営者として長年にわたり経験を積まれており、取締役会において当該視点から助言・提言をいただき、当社社外取締役として適切な役割を果たしております。
監査役	中 島 由 紀 子	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	杉 浦 直 樹	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	岩 波 竜 太 郎	当事業年度開催の取締役会16回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。

6. 社外役員の報酬等の総額

	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の総額等	5 人	27,000千円

7. 記載内容についての社外役員の意見

記載すべき重要な事項はありません。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,440千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	67,540千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した額が当社で8,540千円あります。また、子会社において前事業年度に係る報酬額の返還が6,000千円あります。

3. 非監査業務の内容

該当ありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 株式会社の状況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

<備考>

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2025年12月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
流 動 資 産	7,532,065	流 動 負 債	5,417,394
現金及び現金同等物	3,538,337	営業債務及びその他の債務	2,053,727
営業債権及びその他の債権	3,247,336	借 入 金	1,550,440
預 け 金	346,510	未 払 法 人 所 得 税	256,225
そ の 他 の 流 動 資 産	222,882	リ ー ス 負 債	317,363
小 計	7,355,065	そ の 他 の 流 動 負 債	1,196,607
売却目的保有資産	177,000	小 計	5,374,364
非 流 動 資 産	8,627,854	売却目的で保有する資産に直接関連する負債	43,030
有形固定資産	196,141	非 流 動 負 債	3,728,234
使用権資産	1,282,049	借 入 金	2,419,431
の れ ん	5,393,812	リ ー ス 負 債	1,003,076
無 形 資 産	48,705	引 当 金	95,150
そ の 他 の 金 融 資 産	1,569,988	そ の 他 の 非 流 動 負 債	20,101
繰延税金資産	129,141	繰 延 税 金 負 債	190,475
その他の非流動資産	8,015	負 債 合 計	9,145,629
		(資 本)	
		親会社の所有者に帰属する持分	6,500,823
		資 本 金	354,060
		資 本 剰 余 金	1,803,258
		利 益 剰 余 金	4,553,125
		自 己 株 式	△549,949
		その他の資本の構成要素	340,328
		非 支 配 持 分	513,467
		資 本 合 計	7,014,291
資 産 合 計	16,159,920	負 債 及 び 資 本 合 計	16,159,920

連結損益計算書

(自2025年 1 月 1 日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目				金 額
売 上 収 益				15,768,184
売 上 原 価				8,866,298
売 上 総 利 益				6,901,886
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				5,514,565
そ の 他 の 収 益				94,907
そ の 他 の 費 用				39,246
営 業 利 益				1,442,982
金 融 収 益				6,397
金 融 費 用				63,842
税 引 前 利 益				1,385,536
法 人 所 得 税 費 用				520,144
当 期 利 益				865,392
当 期 利 益 の 帰 属				
親 会 社 の 所 有 者				816,839
非 支 配 持 分				48,553
当 期 利 益				865,392

貸借対照表

(2025年12月31日 現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,269,294	流 動 負 債	3,312,689
現 金 及 び 預 金	223,260	短 期 借 入 金	864,000
売 掛 金	174,060	1年内返済予定の長期借入金	531,276
前 払 費 用	45,857	関係会社短期借入金	1,338,500
関係会社短期貸付金	2,183,209	未 払 金	353,433
そ の 他	90,996	未 払 費 用	36,532
貸 倒 引 当 金	△448,089	未 払 配 当 金	420
固 定 資 産	4,130,160	未 払 消 費 税 等	34,417
有 形 固 定 資 産	68,652	未 払 法 人 税 等	37,346
建 物	61,565	前 受 金	65,953
工具、器具及び備品	7,087	預 り 金	40,328
無 形 固 定 資 産	35,039	そ の 他	10,481
ソ フ ト ウ ェ ア	35,039	固 定 負 債	1,886,176
投資その他の資産	4,026,468	長 期 借 入 金	1,867,541
関係会社株式	3,875,645	関係会社事業損失引当金	18,635
関係会社長期貸付金	31,160	負 債 合 計	5,198,866
繰 延 税 金 資 産	17,415	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	102,247	株 主 資 本	1,200,588
資 産 合 計	6,399,455	資 本 金	354,060
		資 本 剰 余 金	281,315
		資 本 準 備 金	281,315
		利 益 剰 余 金	1,115,162
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,115,162
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,115,162
		自 己 株 式	△549,949
		純 資 産 合 計	1,200,588
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,399,455

損益計算書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	1,287,417
営業費用	1,212,227
営業利益	75,190
営業外収益	
受取利息	24,406
その他の	792
営業外費用	
支払利息	46,154
支払手数料	2,573
その他の	3
経常利益	51,656
特別損失	
関係会社事業損失引当金繰入	9,811
貸倒引当金繰入額	98,052
税引前当期純損失	△56,207
法人税、住民税及び事業税	45,030
法人税等調整額	△14,952
当期純損失	△86,285

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書		2026年 2 月24日	
株式会社Orchestra Holdings 取締役会 御中		EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所 指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 公認会計士 小 野 原 徳 郎 指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員 公認会計士 八 幡 正 博	
監査意見			
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。			
当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社Orchestra Holdings及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠			
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容			
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。			
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。			
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。			
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。			
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守

したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書		2026年 2 月24日	
株式会社Orchestra Holdings 取締役会 御中		EY新日本有限責任監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員	
		公認会計士	小 野 原 徳 郎 八 幡 正 博
監査意見 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。			
監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。			
その他の記載内容 その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。 計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。 その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。			
計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。			

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 計算書類等の監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。 ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。 ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。 ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。 ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。 利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年 2 月24日

株式会社Orchestra Holdings 監査役会

常 勤 監 査 役 (社外監査役)	中 島 由 紀 子 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	杉 浦 直 樹 ㊞
監 査 役 (社外監査役)	岩 波 竜 太 郎 ㊞

以 上

新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
記載すべき重要な事項はありません。
2. 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
記載すべき重要な事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
記載すべき重要な事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を整備しております。なお、当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として、以下の内容を取締役会において決議しております。

- ① 当社並びに子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、就業規則、コンプライアンス等に関する社内基準を設け、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。
 - (b) 当社は、「取締役会規程」を始めとする社内規程を制定し、取締役会に監査役が出席することを定め、また、各取締役が相互に牽制することにより取締役の業務執行を監督する。
 - (c) 当社は、コーポレートマネジメント部門をコンプライアンスの統括部署とし、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図る。あわせてグループ内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容には適時適切に対応する。
 - (d) 当社は、内部監査室を通して、当社グループにおける各部門及び各拠点を対象に、当社グループの役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
 - (e) 当社は、「反社会的勢力との取引防止規程」及び「コンプライアンス規程」を設けており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、反社会的勢力との関係排除に取り組むものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、内部情報管理規程等に従い、文書または電磁的記録により、保存及び管理する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会が当社グループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役がリスク管理を行うとともに、内部通報制度を設けることによりリスク情報を一元的に管理し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時は企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は、定例取締役会を毎月 1 回開催し、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - (b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制並びに子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告体制
- (a) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本事項を定めた関係会社管理規程を定める。
 - (b) 当社は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社からの報告の受領並びに業務執行への指示等を行う。
 - (c) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における重要事項を適時報告させる。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- (a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。
 - (b) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとする。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとする。
- ⑦ 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社グループの取締役及び使用人は、取締役会及びその他重要な会議において、または各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - (b) 監査役への報告・情報提供は以下のとおりとする。
 - ・重要な機関決定事項
 - ・経営状況のうち重要な事項
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
 - ・重大な法令・定款違反
 - ・内部通報窓口その他への相談、通報状況等
 - ・その他、重要事項
- 監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる前払いまたは債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、原則として速やかにこれを処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は、監査役の業務の遂行にあたり、当社各部門及びグループ各社に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。
 - (b) 当社は、監査役が、取締役会を始め、重要な会議に出席することを妨げないものとする。
 - (c) 監査役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するために、財務報告に係る内部統制の評価・報告体制を準備し、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- (a) 主な会議開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保しました。その他、監査役会を12回開催いたしました。
- (b) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- (c) 内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

連結持分変動計算書

(自2025年1月1日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	354,060	1,838,072	3,843,064	△300,043
当期利益			816,839	
その他の包括利益				
当期包括利益合計	—	—	816,839	—
新株予約権の失効			191	
自己株式の取得				△249,906
配当金			△106,970	
支配継続子会社に対する持分変動		△34,813		
所有者との取引額等合計	—	△34,813	△106,778	△249,906
当期末残高	354,060	1,803,258	4,553,125	△549,949

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素	親会社の所有者に帰属する持分合計		
当期首残高	292,547	6,027,702	470,089	6,497,791
当期利益		816,839	48,553	865,392
その他の包括利益	47,973	47,973	11	47,984
当期包括利益合計	47,973	864,812	48,564	913,377
新株予約権の失効	△191	—		—
自己株式の取得		△249,906		△249,906
配当金		△106,970		△106,970
支配継続子会社に対する持分変動		△34,813	△5,186	△40,000
所有者との取引額等合計	△191	△391,690	△5,186	△396,877
当期末残高	340,328	6,500,823	513,467	7,014,291

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成しております。ただし、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称 株式会社デジタルアイデンティティ、株式会社Sharing Innovations、株式会社ヴェス、株式会社Orchestra Investment、株式会社ワン・オー・ワン、株式会社ぱむ、株式会社アールストーン、株式会社ランド・ホー、株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト

(2) 連結範囲の変更

当連結会計年度から株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクトを連結の範囲に含めております。これは当連結会計年度において、当社子会社の株式会社ヴェスが株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクトの全株式を取得したためであります。

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日が当社グループの決算日と異なる場合には、連結決算日現在に実施した仮決算に基づく子会社の財務諸表を使用し、連結を行っております。

5. 重要性がある会計方針

(1) 連結の基礎

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高、並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結計算書類の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が従来保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が発生した連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。取得日時点に存在していた事実と状況を、取得日当初に把握していたとしたら認識される金額の測定に影響を与えていたと判断される期間（以下「測定期間」という。）に入手した場合、その情報を反映して、取得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。新たに得た情報が、資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は最長で1年間であります。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び引き受けた負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・使用権資産・リース負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬契約
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益として認識しております。

(3) 外貨換算

①外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段として指定された金融商品、その他の包括利益を通じて測定される金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

②在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、損益項目は、連結会計期間中の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートで換算されます。為替レートに著しい変動がある場合には、取引日の為替レートが使用されます。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

(4) 金融商品

①金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定し、利息は金融収益の一部として純損益にて認識しております。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかど

うかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

②金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。その他の金融負債は、全て、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(b) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、割引の効果の重要性が乏しい金融負債を除き、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。原価は、主として原価法および個別法による原価法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

(7) 有形固定資産

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用が含まれております。

土地以外の有形固定資産は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物 6－34年

・工具器具及び備品 2－18年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) のれん

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(9) 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ソフトウェア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(10) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直しまたはリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書にお

いて認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

(11) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

(12) 従業員給付

① 退職後給付

(i) 確定拠出型年金制度

連結子会社の一部は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しています。「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた中小企業退職金共済制度に加入し、退職給付費用の全額を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ掛金として拠出しております。

(ii) 確定給付型年金制度

連結子会社の一部は、確定給付型年金制度を採用しております。確定給付型年金制度の義務の現在価値及び勤務費用は、予測単位積増方式を用いて制度ごとに算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付型年金制度に係る負債又は資産は、確定給付型年金制度の義務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しており、確定給付型年金制度から生じる再測定額は、数理計算上の差異、制度資産に係る収益（利息を除く）及び資産上限額の影響の変動から構成され、発生した期においてその他の包括利益として一括で認識し、直ちに「その他の資本の構成要素」から「利益剰余金」に振り替えております。また、過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

② その他の従業員制度

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的債務を負っており、かつその金額について信頼性のある見積もりが出来る場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる額を負債として認識しております。

(13) 株式に基づく報酬

当社は、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(14) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

(15) 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

① デジタルトランスフォーメーション事業

デジタルトランスフォーメーション事業では、顧客に対して、主に準委任契約、派遣契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを提供し、主に請負契約において、成果物の納品によって技術提供のサービスを提供しております。準委任契約、派遣契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。請負契約から生じる履行義務は、技術提供に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

② デジタルマーケティング事業

デジタルマーケティング事業は、主に運用型広告等と制作・SEO等からなります。運用型広告等における主な履行義務は、顧客との業務委託契約に基づいて、リスティング広告の配信・運用を行うことです。当該履行義務は運用期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しています。制作・SEO等における主な履行義務は、顧客からの発注に基づいた納品物を納品することです。納品物を顧客に納品した時点で、履行義務を充足したものとして収益を認識しております。

③ IP・エンタメ事業

IP・エンタメ事業では、主にゲーム開発事業としてコンシューマ向けゲームソフト、スマートフォン等のモバイル端末向けゲームアプリ、その他デジタルコンテンツに関する企画、開発、運営をパブリッシャー（顧客）から受託しており、主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に回収しているため、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(a) ゲームソフト、ゲームアプリ、その他デジタルコンテンツの受託開発

開発の進捗によって履行義務が充足されると判断しており、支配が一定期間にわたり移転することから、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。

(b) リリースされたゲームの保守・運営サービス

保守・運営サービスについては、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しているため、役務を提供する期間にわたり約束された金額を収益として認識しております。

(16) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金、為替差益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。受取配当金は、配当を受取る権利が確定した時点で認識しております。

金融費用は、主として支払利息、為替差損、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

(17) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合、及び企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までに制定又は実質的に制定されているものであります。繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除について、それらを利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識し、繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・企業結合取引ではなく、取引時に会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えず、かつ、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引から発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配企業に対する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資及び共同支配企業に対する持分に係る将来加算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産の帳簿価額は每期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は每期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。

(18) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(19) 売却目的で保有する資産

継続的な使用ではなく、主に売却取引により回収される非流動資産又は処分グループのうち、1年以内で売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約している場合には、売却目的保有に分類しております。

売却目的保有に分類された非流動資産（又は処分グループ）は、帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、売却目的保有に分類された後は減価償却又は償却を行っておりません。

(20) 資本

①普通株式

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行費用は関連する税効果を控除後に資本剰余金から控除しております。

②自己株式

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本として認識しております。

会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っております。会計上の見積りの結果は、実際の結果とは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを変更した連結会計年度と将来の連結会計年度において認識されます。

連結会計年度及び翌連結会計年度において、見積り及び仮定のうち、当社グループの連結計算書類で認識する金額に重要な影響を与える見積り及び仮定は、以下のとおりであります。

非金融資産の減損の認識及び測定

当社グループは、報告期間の末日において、有形固定資産、無形資産、のれん等の非金融資産が減損している可能性を示す兆候の有無を確認しています。減損の兆候が存在する場合、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、減損の兆候の有無に関わらず、毎年、回収可能価額を見積っています。回収可能価額の算定にあたっては、将来キャッシュ・フローや割引率等について一定の仮定を設定しています。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の経済条件や事業計画等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要性のある影響を与える可能性があります。

このうち、IP・エンタメセグメントに属する株式会社ランド・ホーに関して、ゲーム開発案件の受注難易度が上がっており、また一部の運営受託案件の契約が継続されなかったことから、当連結会計年度に減損テストを実施しました。

減損テストの結果、回収可能価額は帳簿価額を958,000千円上回っており、仮に減損テストに使用した主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しているため、減損損失を認識していません。なお、当連結会計年度の連結計算書類に計上した同資金生成単位の有形固定資産及びのれんの金額は、それぞれ6,951千円、551,473千円です。

減損テストにおける回収可能価額は、承認された事業計画を基礎として測定した使用価値に基づき算定しています。使用価値は、過去の経験及び外部からの情報を反映し、経営者が承認した事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の税引前加重平均資本コストを基礎とした割引率により現在価値に割引いて算定しています。キャッシュ・フローの見積額は、資金生成単位の5ヵ年の中期計画にもとづいて作成され、予測期間最終年度後のターミナル・バリューは、永続成長率を使用して決定されています。成長率は1.5%、割引率は8.1%としております。将来キャッシュ・フローの見積りには、売上高の前提となる従業員数、従業員一人当たり売上高及び人件費上昇率等の多くの仮定が含まれています。人件費上昇率については5%としており（参照資料：2025年8月1日公表 厚労省 「民間主要企業における春季賃上げ状況の推移」）、当社事業の特性上人件費率が高いことから、事業計画上は全体のコスト上昇率を5%と設定しております。

これらの仮定や割引率に変動が生じた場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、当該資産の帳簿価額が回収されないと判断され、減損損失が生じる可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 借入金の担保に供している資産は以下のとおりです。

売却目的保有資産（注） 177,000千円

（注）債務の担保に供している資産は、当社の連結子会社が保有する賃貸用のマンションになります。

対応する債務は以下のとおりです。

売却目的で保有する資産
に直接関連する負債（注） 43,030千円

（注）売却目的で保有する資産に直接関連する負債は借入金になります。

2. 有形固定資産の減価償却
累計額及び減損損失累計額 185,101千円

3. 資産から直接控除した貸倒引当金
営業債権及びその他の債権 11,455千円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,034,200株

2. 配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年3月26日定 時株主総会	普通株式	106,970千円	11円	2024年 12月31日	2025年 3月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年3月26日定 時株主総会	普通株式	利益剰余金	113,206千円	12円	2025年 12月31日	2026年 3月27日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 324,920株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、株式または投資事業組合への出資であり市場価格の変動リスク、為替の変動リスクにさらされております。また、非上場株式においては当該企業の財政状態の悪化に伴う減損のリスクにさらされております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金や投資計画に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の公正価値等に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）
- レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値
- レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

①公正価値の算定方法

- 金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。
- (a)現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の流動資産、営業債務及びその他の債務、その他の流動負債は短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (b)その他の金融資産、その他の金融負債
上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。非上場株式の公正価値については、主として割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法等により算定しております。

- (c)借入金
短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。長期借入金のうち固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

②償却原価で測定する金融商品

- 償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。
- なお、長期借入金以外の金融商品については、帳簿価額が公正価値に近似しているため、注記の対象から除外しております。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
借入金（1年内返済予定を含む）	3,144,739	3,078,729

借入金の公正価値は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法で算定しており、公正価値のヒエラルキーはレベル2に該当します。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通して公正価値で測定する金融資産	－	－	200,682	200,682
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産	750,503	－	268,451	1,018,955

(注) レベル間の振替はありません。

④ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、経営管理部門責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は経営管理部門責任者によりレビューされ、承認されております。

⑤ レベル3に分類された金融商品の公正価値測定に関する情報

レベル3に分類された金融商品は、非上場株式及び出資金等であり、直近の取引価格に基づく評価技法等を用いて測定しております。

レベル3に分類された金融商品については、適切な権限者に承認された公正価値測定の評価方針及び手続きに従い、評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は適切な責任者によりレビューされ承認されております。

⑥レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表
レベル3に分類された金融商品の期首から期末までの変動は以下のとおりであります。
(単位：千円)

	純損益を通して公正価値で測定する金融資産	その他の包括利益を通して公正価値で測定する資本性金融資産
期首残高	175,763	262,301
純損益 (注) 1.	△1,081	—
その他の包括利益	—	4,150
購入	26,000	2,000
期末残高	200,682	268,451

(注) 1. 連結損益計算書の「その他の費用」に含まれております。

売却目的で保有する資産に関する注記
売却目的で保有する資産の内訳は以下のとおりであります。
(単位：千円)

土地	143,580
建物	33,419
合計	177,000

売却目的で保有する資産は、当社の連結子会社が保有する賃貸用マンションに係るものであります。
当該資産については、当該連結子会社を連結子会社化した時期において、当該資産の保有意義の検証を行った結果、当該資産の保有意義が乏しいと判断し、当社グループの経営者が売却の意思決定をしております。
なお当該資産については当該売却計画に基づき過年度より順次売却を進めておりますが、当連結会計年度末においても売却は完了していません。当連結会計年度末においても購入希望者との交渉中であるため、1年以内に売却が完了する可能性が非常に高いと判断し、引き続き売却目的で保有する資産に分類しております。
また、売却費用控除後の公正価値（売却予定価格）が帳簿価額を上回っているため、当該資産は帳簿価額により測定しております。
公正価値は売却予定価格を基礎として算定しており、公正価値ヒエラルキーはレベル3に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	デジタルトランスフォーメーション事業	デジタルマーケティング事業	IP・エンタメ事業	計		
売上収益						
クラウドインテグレーション	593,558			593,558		593,558
システムソリューション	6,714,872			6,714,872		6,714,872
運用型広告等		2,101,052		2,101,052		2,101,052
制作・SEO等		3,585,341		3,585,341		3,585,341
ゲーム開発・運営受託			1,158,792	1,158,792		1,158,792
その他	215,868		575,155	791,024	823,543	1,614,567
合計	7,524,299	5,686,394	1,733,947	14,944,641	823,543	15,768,184

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タレントマネジメントシステムの開発・販売、人材紹介事業等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. 重要性がある会計方針 (15)収益」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,133,876
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,061,093
契約資産（期首残高）	10,820
契約資産（期末残高）	83,945
契約負債（期首残高）	100,240
契約負債（期末残高）	128,233

契約資産は、一定の期間にわたり収益を認識する場合に進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であり、連結財政状態計算書上、営業債権及びその他の債権に含まれております。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権へ振り替えております。

契約負債は主に、各事業におけるサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、連結財政状態計算書上、その他の流動負債に含まれております。契約負債は履行義務を充足した時点で収益に振り替えております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	688円 95銭
基本的1株当たり当期利益	84円 92銭

企業結合に関する注記

株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト

1. 企業結合の概要

当社は、2024年12月26日開催の取締役会において、当社子会社である株式会社ヴェスが、以下のとおり、株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクトの株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年1月30日付で全株式を取得いたしました。

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト

事業の内容：Web系システムや基幹システム、スマホアプリなどのソフトウェア開発を行うSES事業

(2) 企業結合を行った主な理由

顧客基盤や人的リソースを共有し、新たな顧客ニーズへ対応していくことで、DX事業全体としての成長を加速させることを目的としております。

(3) 企業結合日

2025年1月30日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社子会社である株式会社ヴェスが現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値

(単位：千円)

支払対価の公正価値	993, 835
取得資産・引受負債の公正価値	
流動資産	333, 553
非流動資産	301, 254
流動負債	△139, 866
非流動負債	△254, 841
のれん	753, 735
合計	993, 835

のれんは、個別に認識要件を満たさない、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力及び既存事業とのシナジーを反映したものであります。また、認識したのれんは、税務上損金算入が見込まれるものではありません。なお、当該企業結合に係る関連費用として、54,100千円を「販売費及び一般管理費」に計上しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自2025年 1 月 1 日 至2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
				繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	354, 060	281, 315	281, 315	1, 308, 418	1, 308, 418	△300, 043	1, 643, 750
当期変動額							
剰余金の配当			－	△106, 970	△106, 970		△106, 970
自己株式の取得			－		－	△249, 906	△249, 906
当期純損失			－	△86, 285	△86, 285		△86, 285
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 （ 純 額 ）			－		－		－
当期変動額合計	－	－	－	△193, 255	△193, 255	△249, 906	△443, 162
当期末残高	354, 060	281, 315	281, 315	1, 115, 162	1, 115, 162	△549, 949	1, 200, 588

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	191	1,643,942
当期変動額		
剰余金の配当		△106,970
自己株式の取得		△249,906
当期純損失		△86,285
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△191	△191
当期変動額合計	△191	△443,354
当期末残高	－	1,200,588

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～24年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社における事業損失等に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、今後の損失負担見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、子会社からの経営指導料及び業務受託収入（以下、「経営指導料等」という）となります。経営指導料等においては、子会社への契約内容に応じた経営指導及び受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

当事業年度の期首より、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を適用しております。
なお、当該会計基準等の適用による計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

関係会社株式及び関係会社貸付金の評価

当事業年度の計算書類に計上した金額及びその他の情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	3,875,645千円
関係会社短期貸付金	2,183,209千円
関係会社長期貸付金	31,160千円
貸倒引当金繰入額	98,052千円

上記のうち、株式会社ランド・ホーの関係会社株式の帳簿価額は680,708千円です。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式のうち、株式会社ランド・ホーの株式は市場価格のない株式であり、帳簿価額には取得した時点で見込んだ超過収益力が反映されております。関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としており、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理を行います。また、関係会社が債務超過の状況にある場合、関係会社貸付金は個別に回収可能性を評価し、債務超過額を基礎として回収不能見積額に対して引当処理を行います。

回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうかの判断は、当該関係会社の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを基礎としており、その主要な仮定については、「連結計算書類 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 会計上の見積に関する注記 非金融資産の減損の認識及び測定」に記載した内容と同一であります。

事業計画に含まれる主要な仮定は見積りの不確実性が高く、これらの主要な仮定に変更が生じた場合には、当初見込んでいた収益が得られず、翌事業年度における関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	23,099千円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）	
①短期金銭債権	257,943千円
②短期金銭債務	261,540千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	1,287,417千円
営業取引以外の取引高	135,455千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	600,332株

税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産の発生の主な原因
繰延税金資産の発生の主な原因はオフィスのフリーレント、未払事業税であります。
- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「防衛特別法人創設法」（2025年法律第12号）及び「防衛特別法人税付加措置法」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税額に対して4%の付加税が課されることとなりました。これに伴い、当社が将来の繰延税金資産及び繰延税金負債の算定に使用する法定実効税率は、現行の30.6%から変更される見込みですが、その影響額は軽微であると判断しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社 デジタルアイデ ンティティ	100.0%	役員の兼任 経営指導 資金の借入	経営指導料等 収入(注1)	838,114	売掛金	31,428
				資 金 の 借 入 (注2、3)	150,000	関係会社短期 借入金	700,000
				支払利息	6,397		
				債務の被保証 (注4)	1,516,520	—	—
	株式会社 Orchestra Investment	100.0%	役員の兼任 経営指導 資金の援助	資 金 の 貸 付 (注2、3)	28,699	関係会社短期 貸付金	342,569
	株式会社 Concerto Partners	100.0%	役員の兼任 経営指導 資金の援助	資 金 の 貸 付 (注2、3)	—	関係会社短期 貸付金	94,000
	株式会社 ワン・オー・ ワン	100.0%	役員の兼任 資金の援助	資 金 の 貸 付 (注2、3)	90,000	関係会社短期 貸付金	320,000

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
	株式会社ぱむ	100.0%	役員の兼任 経営指導 資金の借入	資金の返済(注 2、3)	3,662	関係会社短期借入金	254,500
	株式会社 ヴェス	100.0%	役員の兼任 経営指導 資金の援助	経営指導料等 収入(注1)	157,450	売掛金	23,929
				資金の貸付(注 2、3)	1,400,000	関係会社短期貸付金	1,400,000
				受取利息	16,272		
				債務の被保証 (注4)	831,520	—	—
	株式会社日本 技研プロフェ ッショナルア ーキテクト	100.0%	役員の兼任 経営指導 資金の借入	資金の借入(注 2、3)	150,000	関係会社短期借入金	150,000
	株式会社ケー ウェイズ	100.0%	役員の兼任 経営指導 資金の借入	資金の借入(注 2、3)	200,000	関係会社短期借入金	200,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、契約条件により決定しております。
2. 資金の貸付及び借入について、貸付及び借入利率は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 資金の貸付、借入については、期中における増減額（純額）を記載しております。
4. 当社の金融機関からの借入金に対する債務の被保証であります。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計448,089千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計98,052千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

2. 役員及び個人主要株主等
- 該当事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	127円	26銭
1 株当たり当期純損失	8円	97銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。